

🌀 議会だより ふたば

第110号
平成27年2月

発行：福島県双葉町議会
編集：双葉町議会報編集委員会
〒974-8212
福島県いわき市東田町二丁目19番地の4
☎0246-84-5200（代表）



平成27年 双葉町成人式

～1月3日～
いわきワシントンホテル

主 な 内 容

- 平成26年第4回定例会
・このようなことが決まりました P2～4
・一般質問 P5～10
平成26年第2回臨時会 P10
第9回全国原発サミット P11
議会のうごき P12



平成26年第4回議会定例会は、12月17日から19日までの3日間の日程で開かれました。

条例の改正や、補正予算などの議案が提出され、いずれも原案のとおり可決されました。

内容は次のとおりです。

第 4 回 定 例 会 12月17日～19日

条例改正

原案可決 賛成全員

●双葉町税特別措置条例の一部改正

企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第20条の地方公共団体等を定める省令（平成19年総務省令第94号）の一部改正にともない、集積区域における課税免除の適用期間を「平成26年3月31日」から「平成28年3月31日」に延長し、改正後の規定は平成26年4月1日から遡及適用するもの。

その他

原案可決 賛成全員

●双葉地方広域市町村圏組合規約の一部変更

双葉地方広域市町村圏組合の共同処理する事務として、新たに双葉郡立仮設診療所の設置及び管理に関することを追加するための改正。



11月15日に行われた双葉町消防団秋季検閲式

人 事

選任同意
賛成全員

●双葉町監査委員の選任



（再任）

いがらし
五十嵐

かず お
一雄さん（新山）

任期：平成27年1月26日～平成31年1月25日

平成26年度補正予算

原案可決

●一般会計・・・賛成多数

歳入歳出それぞれ4億89万9千円を減額し、総額67億8,602万2千円。

【歳入】

- ・町税 6,750万円追加・・・・・・・・町民税の滞納繰越分や固定資産税の償却資産など。
- ・国庫支出金 4億9,757万6千円減額・・・・福島再生加速化交付金と福島原子力災害避難区域等帰還・再生加速事業委託金との対象事業の組み替えや事業費の減など。
- ・県支出金 88万1千円減額
- ・財産収入 106万8千円追加
- ・寄附金 1,172万5千円追加・・・・・・・・一般寄附金や教育寄附金など。
- ・諸収入 1,726万5千円追加・・・・福島県後期高齢者医療広域連合負担金の過年度返還金

【歳出】

- ・議会費 24万8千円追加
- ・総務費 485万6千円追加・・・・老朽化したプリンターを買い換えるための備品購入費や町税還付金など。
- ・民生費 4億6,136万円減額・・・・災害救助費のICTきずな支援システム整備や双葉町内防犯・防災総合システム整備に係る経費の減など。
- ・衛生費 20万5千円減額
- ・農林水産業費 177万8千円減額
- ・商工費 16万8千円減額
- ・土木費 204万8千円追加
- ・消防費 136万2千円追加
- ・教育費 603万7千円減額
- ・公債費 394万5千円減額
- ・諸支出金 6,280万1千円追加・・・・東日本大震災復興基金や財政調整基金などへの積立金。
- ・予備費 127万9千円追加

●国民健康保険特別会計・・・賛成全員

歳入歳出それぞれ2,803万8千円を追加し、総額16億5,553万3千円。

●公共下水道事業特別会計・・・賛成全員

歳入歳出それぞれ1万6千円を減額し、総額3億1,597万1千円。

●介護保険特別会計・・・賛成全員

歳入歳出それぞれ2,504万8千円を追加し、総額10億5,050万2千円。

●後期高齢者医療特別会計・・・賛成全員

歳入歳出それぞれ29万1千円を追加し、総額2,588万6千円。

請願のゆくえ

採 択 賛成全員

「手話言語法制定を求める意見書」の提出を求める請願書

12月定例議会初日に付託された産業厚生常任委員会では、審査を行いました。審査の結果、願意が妥当と認められるため、採択すべきものとし、関係機関へ意見書を提出されたい旨の報告書が提出されました。

議会最終日、本会議において採決が行われ、賛成全員で採択されました。

議員発議

原案可決 賛成全員

手話言語法制定を求める意見書

請願の採択を受け、議会最終日、谷津田光治議員他1名より、議員発議として手話言語法制定を求める意見書案が提出され、賛成全員で原案のとおり可決されました。

採択された意見書は次のとおりです。

手話言語法制定を求める意見書

手話とは、日本語を音声ではなく手や指、体などの動きや顔の表情を使う独自の語彙や文法体系をもつ言語である。手話を使うろう者にとって、聞こえる人たちの音声言語と同様に、大切な情報獲得とコミュニケーションの手段として大切に守られてきた。

しかしながら、ろう学校では手話は禁止され、社会では手話を使うことで差別されてきた長い歴史があった。

2006年12月に採択された国連の障害者権利条約には「手話は言語」とであると明記されている。

障害者権利条約の批准に向けて日本政府は国内法の整備を進め2011年8月に成立した「改正障害者基本法」では「全て障害者は、可能な限り、言語（手話を含む。）その他の意志疎通のための手段についての選択の機会が確保される」と定められた。

また、同法第22条では国・地方公共団体に対して情報保障施策を義務づけており、手話が音声言語と対等な言語であることを広く国民に広め、聞こえない子どもが手話を身につけ、手話で学べ、自由に手話が使え、更には手話を言語として普及、研究することのできる環境整備に向けた法整備を国として実現することが必要である。

よって国においては、上記の環境整備を目的とした「手話言語法（仮称）」を早期に制定するよう強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成26年12月19日

福島県双葉町議会

提出先 衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣

菅野博紀議員

東京電力
賠償・補償

質問

賠償・補償に関しては一方的で、加害者とは思えない対応だと思つ。

今後東京電力に対しての対応を伺つ。

町長

原子力損害賠償について、東京電力は迅速かつ確実な賠償、被災者に寄り添った賠償をすべきであり、町民の方に不安や不信感を抱かせるような一方的な対応であつては

ならないと考えております。

コールセンターの対応については、被災者に対する真摯な対応や説明責任をしっかりと果たすよう求めてきた結果、本年7月には東京電力いわき補償相談センター内に公共相談窓口が設置され、コールセンターへの指導がなされていると伺っておりますが、被災者に寄り添った対応を図るよう引き続き東京電力に対して強く求めてまいります。

老人福祉

質問

高齢者施設など国が進めれば町より早く進められる問題が多くあると思うが、町長の考えは。

町長

要介護、要支援認定者が震災以前に比べ、本年

11月現在で70%ほどの増加となっております。

町としては、介護予防事業を重点課題として応急仮設住宅、借上げ住宅などの訪問活動、健康・栄養を主体としたサロン、介護予防訪問介護、予防通所介護などの介護予防対策に取り組んでおります。

震災以前、社会福祉法人が運営しておりました介護保険施設の事業再開を早急に進めなければならぬことは十分認識しておりますし、町としても可能な限り支援に努めておりますが、前例のない災害での対応という複雑多岐にわたる手続き、課題がありますので、時間を要するものと想定されております。

施設事業再開にそれぞれ取り組んでいる状況を十分踏まえ、国に要望していくとともに現行制度ではそれぞれの手続きを一つ一つ前に進めるよう指導してまいりたいと考えております。

双葉町の農業

質問

農業委員会の今後の活動と、第一次産業である農業に関しての考えを伺う。

農業委員会会長

農業者はいまだ不自由な避難生活を強いられ、中、農業再生の見通しが全くつかない状況にあります。

厳しい状況の中で、今後の活動としては、町の復旧、復興のためには農業の再生が必要不可欠であることから、農地、ため池、水路などばかりではなく地域全体の除染を早急に実施すること、長引く避難生活により荒廃する農地の保全などを国、町に要望してまいります。

適正な農地行政の推進としては、今後除染事業により増え続ける除染廃棄物の仮置き場として農地を使用する場合など、復旧・復興事業等に係る

農地転用等について、周辺農地等への影響、廃止後の農地への原状回復が十分に行われているかなど、設置者へ指導してまいりたいと考えております。

度重なる原子力発電所のトラブルに見舞われ、営農意欲の減退、担い手の減少も心配されております。

農業再生については非常に困難が予想されますが、農業は本町にとつて基幹となる産業であり、意欲のある農業者が地域の核となつて農業を進めていくためにも経営管理能力の向上や農業経営の法人化、六次産業化等農業経営の向上のため経営発展に向けた様々な支援施策の拡充が必要であると考え、様々なニーズに合わせ農業者からの相談を受け対応してまいりたいと考えております。

中間貯蔵施設

質問

中間貯蔵施設の地権者説明会は、地権者の方々に納得のいく説明ではなかったようだが、町有地もあり行政としても関わらなければならない問題だと思つ。

町長の考えを伺う。

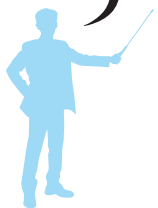
町長

環境省が開催した地権者説明会において、町としても地権者の十分な理解が進んでいるとはいえないと考え、去る10月23日に大熊町長とともに「地権者に丁寧に説明し、地権者の理解を得られるようにすること」と「説明会に出席されなかった



寺内地内の除染廃棄物仮置場

町政を問う



町政を問う



地権者に対して、早急に説明を行うこと」の2点を環境副大臣、環境大臣政務官に対して申し入れたところであります。

その後、県内外12カ所で町政懇談会を開催し、町政全般について、地権者を含む町民の皆さんからご意見を伺ったところであります。

中間貯蔵施設に関しては施設そのものに反対との意見もありましたが、現時点で納得していないとの意見の多くは条件が折り合わない、国からの誠意ある説明がまだされていないことによるものと受け止めたところであります。

一方で、町が地権者や町民の意をくんで判断してほしい、判断を地権者に押し付けないでほしい、復興が進まないのを地権者のせいにされかねないので困るといったご意見も多くいただきました。個人的には受け入れざるを得ないと思うといった意見のほか、国からの交付金は町民全体のために使ってほしいといった具体的な提案もいただきました。中間貯蔵施設予定地内の町有地についての意見もありましたが、地権者への説明状況などを見極めながら、議会と事前に協議をしながら判断していきたいこと、地権者が判断する前に町有地の取り扱いを判断する考えは今現在考えていないことを懇談会場で説明したところであります。

町としては、町有地の取り扱いはいく考えであります。町政懇談会において町が地権者の意をくんで先に判断してほしいとの意見を重く受け止めて、国から地権者説明の取り組み状況の報告を受けた後に町としての対応を、議会と協議していく考えであります。

羽山 君子 議員



高齢化対応

質問

要介護者が増える中、震災前まで運営していた老健施設の再開が急務と考えるが、再開に向け、町はどのように支援されるのか、町長の考えを伺う。

町長

特別養護老人ホームの再開は、事業主体が社会福祉法人であるので、町としては、関係機関との連絡調整、協議、諸手続きなど、可能な範囲での事務指導を支援しているところであります。

質問

介護の現場においては

人材不足が叫ばれており、介護に携わる人材を育成し確保する必要があると考えるが、町長の考えは。

町長

全国的な福祉・介護の人材確保が課題となっており、福島県などの制度活用を図り、介護人材を育成し早急に確保できるよう指導してまいりたいと考えております。

質問

いわき市南台、郡山市卸町のサポートセンターの賃借期限を伺う。

町長

いわき市南台サポートセンターは、福島県直営の仮設施設であり、管理運営については、福島県と双葉町社会福祉協議会が賃借契約を結んでおり、その期限は平成27年3月31日までと伺っております。

郡山市卸町のサポートセンターは、双葉町と双葉町社会福祉協議会で高齢者等サポート拠点設置事業委託を締結し事業を

実施しておりますが、双葉町社会福祉協議会と東北総合卸センター協同組合が賃借契約を行っており、その期限は平成27年3月31日までと伺っております。

質問

健康福祉課より高齢者福祉に関するアンケートが出されたが、その結果報告を願いたい。
施設利用者は何名で、要介護3以上の方は何名か。

町長

平成26年度に策定する「高齢者保健福祉計画・第6次介護保険事業計画」に高齢者の方々に必要な支援やサービスのあり方を検討し、生活機能の状態を把握するため、「双葉町高齢者日常生活ニーズ調査」を65歳以上の町民の方1,000名を無作為抽出により平成26年10月に実施いたしました。

調査の性格上、原則要介護認定4及び5を受けている方については調査対象から除いております。

回収率は69・8%となりました。

調査結果の主なものを申し上げます。

・家族構成

「家族などと同居（2世帯住宅を含む）」77・9%、「1人暮らし」15・5%、「その他」5・0%

・普段の生活で介護・介助が必要か。
「必要ない」58・5%、「現在、介護を受けている」16・6%、「必要だが、現在は受けていない」10・5%

・介護・介助を受けている方の中、どなたの介護・介助を受けているか。
「介護サービスのヘルパー」42・2%、「配偶者（夫・妻）」30・2%、「子の配偶者」21・6%、「娘」19・0%

・要支援・要介護認定を受けている方で、現在介護保険サービスを利用しているか。
「何らかのサービスを利用している」71・7%

なお、施設を利用されている方は25名で、要介護3の方が36名となっております。

復興公営住宅

質問

福島県がいわき市勿来地区に整備を進めている復興公営住宅の進捗状況について、入居見込時期を含め詳細を伺う。

町長

福島県に確認したところ、勿来酒井地区の復興公営住宅については、用地取得が概ね完了したところであり、現在、造成設計に取り掛かるところと聞いております。

当初、27年度中に完成入居が始まる予定でありましたが、工事等が遅れる見込みとなったため、県において、28年度中の入居に向けて、用地造成・建設の期間を検討しており、確定次第、具体的な募集時期、入居予定が示されることとなっております。

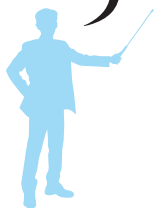
ます。町としては、28年中といえども、早期の入居ができるよう、県に対して強く要望しているところ です。

11月26日、竹下復興大臣に対し、復興公営住宅の早期整備に向けて、また、勿来酒井地区について、郡立診療所、高齢者福祉施設、商業施設、十分な広さを持つ集会施設や広場の併設について、整備主体である県に特段の財源措置を講じるよう要望したところであり、竹下復興大臣からは、しっかりと対応していきたい旨の発言をいただいたところ です。

引き続き、復興公営住宅の早期整備に向けて、国・県に対して、強く要望してまいります。

中間貯蔵施設

町政を問う



質問

町はどのように対応されるのか、町長の考えを伺う。

町長

現時点においては、国が地権者に丁寧な説明し、地権者の理解が得られるようにすることを求めているところ です。

一方、大熊町においては、建設受入れの判断がされたところであり、これまでも大熊町とは連携を取ってきたところであり、大熊町では予定地内の行政区長から、速やかに町としての判断を表明すべきとの申し入れ書が提出されたことなども判断の材料になったものと考えております。



町政懇談会のようす

す。

双葉町の対応としては、町政懇談会における町民地権者から出された意見や、10月23日の国への申入れに対しての地権者説明状況の報告を踏まえ、議会と協議を行っていく考えであります。

清川泰弘議員



借上げ住宅に住んでいる町民の今後

質問

今後、復興公営住宅に入らなければ借上げ住宅の家賃は自分で支払うようになるのか、復興公営住宅並みの家賃で住むことができるのか。

町長

復興公営住宅は、原発事故により故郷を離れて暮らす被災者のコミュニティの維持、形成の拠点として、被災者の生活基盤として各被災自治体がコミュニティ拠点を置くこととする県内市町村へ福島県が整備を進めている公営住宅であります。

借上げ住宅は、東日本大震災等により避難されている方への住宅支援として、福島県が民間の賃貸住宅を借り上げて被災者へ供与している応急仮設住宅であります。

2つとも制度が異なりますので、取扱いも異なります。

県営の復興公営住宅の家賃は、公営住宅法に基づき算定されますし、県で定めている収入要件の上限額を超える収入のある方以外は入居期間に制限はありません。

福島県借上げ住宅制度は、災害救助法に基づき無償で供与されており、賃貸借期間が1年間の定期賃貸借契約を貸主、福島県、入居者、双葉町の4者で契約を締結し、

1年ごとの再契約を締結することとなっております。

現在、借上げ住宅の供与期間は平成28年3月末日まで延長されているところ です。

借上げ住宅制度が続く間は入居者の負担は生じませんが、制度の終了や借上げ住宅からの転居となれば家賃の支払いが生じます。個人が借りた住宅に対して復興公営住宅の家賃を適用することは困難ですが、民間賃貸住宅を個人で契約したり、復興公営住宅に入居した際に負担した家賃については、平成29年5月分まで東京電力への損害賠償の請求項目となっております。

中間貯蔵施設

質問

今後の町当局としての考えを伺う。

町長

国が地権者に丁寧な説

町政を問う



明し、地権者の理解が得られるようにすることを求めた10月23日の申入れに対しての国からの地権者説明の取り組み状況の報告と町政懇談会で出された意見の総括、これまでに町等に届いている意見等を総合的に勘案し、議会との協議を経て判断したいと考えております。

来年度の重点事業

質問

平成27年度の重点事業は。

町長

今もなお、全町避難が継続し、町民の皆様が厳しい避難生活を強いられている中、特に復興公営住宅をはじめとする町外拠点の整備を目に見える形で具体化させていくとともに、双葉町の将来の

帰還・復興への道筋をつけていきたいとの強い思いから、26年を双葉町の本来の意味での「復興元年」と位置付けて、町の復興に向けた課題に取り組んでいるところであり、今後もこれらの施策をさらに加速させていきたいと考えております。

来年度の重点事業は、現在、来年度予算編成作業の中で具体的な検討を行っているところですが、本年度同様、双葉町復興まちづくり計画の3つの復興の理念である「町民のきずなの維持・発展」、「双葉町外拠点におけるコミュニティ形成」、「町民1人1人の生活再建」の実現に向けた



11月7日に行われた復興公営住宅の鍵引き渡し式

個別施策を実施することにも、今後の町の復興を実現するために必要な人材育成にも取り組んでいくと考えております。

復興公営住宅の早期整備といわき市勿来酒井地区における双葉町外拠点の早期実現、避難指示解除準備区域内における本格除染と帰還困難区域内の拠点除染、上下水道の復旧などに向けた取り組みが着実に実施されるよう、来年度も引き続き国県との調整を行っていくと考えております。

岩本久人議員



高齢者の足の確保

質問

復興支援バスはいつまで運行されるのか。

町長

復興支援バスは、国土交通省による地域公共交通確保維持改善事業の地域公共交通調査事業を活用してバス事業者等が運行実施しているものです。先般、補助金交付要綱改正により、東日本大震災の被災地域における地域公共交通調査事業の特別により、27年度まで補助事業が延長されましたので、この期間まではバス事業者等による運行が可能となったところであります。

質問

特定被災地域公共交通調査事業の目的と今後の改善策はあるのか。

町長

特定被災地域公共交通調査事業は、東日本大震災により甚大な被害を受けた地域を対象に、被災者の生活交通を確保、維持を図ることを目的としております。

当町では、現在いわき市内での調査事業連絡協議会に参加してこの事業に当たっております。この協議会は、特定被災地8市町村と学識経験者として福島工業高等専門学校、バス事業者として新常磐交通株式会社を構成員として設置し、いわき市内での生活交通のあり方を調査しているところです。

一方、福島市、郡山市では福島交通株式会社へこの調査事業をお願いしているところです。

当町はもちろん郡内各町村は、原発事故による長期避難のために生活の足として今後も持続可能な公共交通が必要であり

ます。

特にいわき市内で複数の被災市町村からの多くの被災者が仮設住宅へ入居しておりますが、27年度までの期限があることから、28年度以降の避難者の生活交通を安定的に確保、維持することが極めて重要な課題となっております。

今後の改善策として、国へ引き続き補助事業の継続、同様の補助制度の新設や仮設住宅を巡回する道路が道路幅の狭い所が多いことから、小型バス車両の購入、複数の被災市町村が同一路線上に仮設住宅を設置していることから各市町村の補助額を合算した額を補助上限額にするように国への要望を検討していかなければと考えているところであります。

当町を含め郡内各町村の避難者もいわき市を含む他の自治体で生活しており、お世話になっている自治体の交通政策の考えも尊重する必要がありますので、協議会の場などで今後の改善策などの検討を続けてまいりたい

と考えております。

質問

民間タクシーを利用する際、福祉タクシーとしての助成制度を導入する考えは。

町長

避難生活の状況の中で高齢者の方々の移動手段については、特に不便な環境に置かれているものと認識しております。

現在、双葉町社会福祉協議会に委託しております生活支援・介護予防事業においては、外出支援サービスを実施しております。

身体障害者福祉対策として人工透析患者通院交通費補助を実施しており、移動手段の確保にさらに強化を図っております。

民間タクシーを



いわき市南台仮設に停留する復興支援バス

町政を問う



谷津田光治 議員



双葉町の原子力損害に係る賠償の現況

質問

現在までの賠償請求内容と金額、何度請求書を出したか。受領額は。

町長

平成24年3月8日に東京電力に対し町の公有財産としての土地・建物について、総額192億5千万円の損害賠償請求を行っております。

請求書を提出したのは1件であり、賠償額は受領しておりません。

請求書を提出後、東京電力社長に対し複数回にわたり文書で損害賠償に係る取り組み状況等について通知し、回答を求めてきておりますが、その

都度納得できる回答には至っていないのが現状であります。

今後も定期的に協議を重ねてまいりたいと考えております。

質問

今後の請求内容と金額、請求期日を伺う。

町長

町公有財産の賠償請求に対する明確な回答を得られておりません。

公共施設や公有の土地等は、個人のような賠償基準もなく、指針もありませんので、請求事務は時間を要するものと考えており、請求事務を専門家をお願いすることとし、弁護士と調整中であります。

公有財産の請求事務とあわせ「避難指示に伴い発生した追加的費用は賠償すべき損害」として中間指針では認められておりますので、公共下水道事業の営業損害、放射線測定費用、人件費、事務所の移転費用等について、証拠類が準備できるものから早急に取りまとめ、

請求したいと考えております。

町民の帰還時期をいつまで想定しているか。

質問

町民の帰還時期は何年後になるか。

町長

町内の放射線量の減衰の見通し、除染の見通し、福島第一原子力発電所の廃炉の見通しなど、町が単独で帰還の見通しを判断できる範囲を大きく超えており、町が時期を明示することは困難と考えております。

引き続き国に対し除染やインフラ復旧などの工程を明らかにし具体的な帰還時期を明示するように求めてまいります。

質問

町施設の被害実態調査と復興計画を伺う。

町長

平成23年12月7日から平成26年1月28日まで18回にわたり職員による被害調査を実施しております。

害調査を実施しております。調査物件数は143棟で、津波により流失したもののあわせて10件について、建物共済(火災共済)の共済金(見舞金5,995万1千円の支払いを受けております。

海浜公園施設や浜野公民館等の津波による流出については、全損との確認はできませんが、その他については、半壊か一部損壊なのか判断が困難な物件がほとんどであり、その判定は専門家に依頼する必要があります。

公有建物のほとんどが帰還困難区域にあるため、建築士等による詳細な調査は行っていないのが現状であります。今後の国の除染計画と町の復興・復興実施計画の策定も踏まえて修繕可能なかどうかの判断も必要になってまいりますので、専門家による調査について検討してまいります。

生活インフラの被害状況であります。町道については、簡易的な測量による一次調査を実施しております。被害状況は、

町政を問う



道路が67路線、被災延長が1万3,731メートル、概算復旧額が14億7,600万円、被害内容は、陥没、舗装流出、舗装クラック、崩壊等であります。

町道橋については、中浜橋、森合橋の津波による流失など、25橋梁が被災し、概算復旧額は10億2,900万円であり、被害内容は、流失、落橋、沈下等であります。

ため池、幹線水路については、国が代行して25年度より調査を行っており、27年度も継続して実施することになっております。

下水道、農道については未実施でありましたが、27年度より着手する計画としております。

復興計画について、国の災害復旧事業のうち原則帰還困難区域は除染後に災害査定を実施する方針であるため、本格復旧ができませんので、応急

復旧を実施してまいります。

避難指示解除準備区域においては、平成26年8月に森合橋が災害査定を受け、災害復旧事業に採択され、概ね5年以内に復旧される予定になっております。

町道については、27年度に被災箇所測量設計を行い、査定実施後に災害復旧事業を実施していきたいと考えております。

質問

避難指示解除準備区域以外の町内除染計画を伺う。

町長

帰還困難区域内の除染について、25年度環境省ではモデル除染として双葉厚生病院・特別養護老人ホームせんだん・ヘルスケア一ふたば等の保健福祉施設、ふたば幼稚園、双葉町農村広場の3カ所を実施し、墓地について

も25年度末から26年度初めにかけて実施しました。26年度は、拠点除染として既に双葉町役場庁舎を実施し、27年2月からは双葉中学校、双葉高等学校、双葉町コミュニティセンター、双葉駐在所に加え、携帯電話の基地局や国道288号線、県道いわき・浪江線、長塚・請戸・浪江線、井手・長塚線、広野・小高線についても実施することとしています。

26年8月に復興庁から提示された大熊・双葉ふるさと復興構想（根本イニシアティブ）では、町の復興拠点として重要な地区や施設等、現時点において帰還困難区域であっても町の復興に資する観点から優先的に除染を行うこと等を地元とともに検討することとされていることから、国に対して町の復興拠点の整備に不可欠である上下水道等の復旧のため町道の除染を要望したところです。

除染の推進は、町への帰還にとって最も重要であることから、今後とも国に対して町の復興拠点

の整備等に向けた除染を要望していきたいと考えております。

町政懇談会

質問

新年度の町政に得るものがあつたか。

町長

今回の町政懇談会で今後の双葉町の復興まちづくりに向けたご意見や中間貯蔵施設に関するご意見、復興公営住宅の完成時期など早期整備に関するご要望を多くいただいたほか、除染の計画、道路の復旧や道路上の倒壊家屋の撤去がいつになるのかといった様々なご意見をいただいたところであります。

今後、新年度の町政運営に反映させるべく検討を深め、町の復旧・復興に向けて各種施策を実施していく考えであります。



第2回臨時会

～11月26日～

(条例改正)・・・原案可決 賛成全員

●職員給与に関する条例の一部改正

福島県人事委員会勧告に準じ、給料表の改正を行うもの。

(専決処分)・・・原案承認 賛成全員

●平成26年度双葉町一般会計補正予算

歳入歳出それぞれ1,011万8千円を追加し、総額71億8,692万1千円。

【内容】

衆議院議員総選挙に係る経費として、投票管理者報酬や従事職員の超過勤務手当、郵便料など1,656万6千円を追加し、予備費を644万8千円減額。



震災当時の町内のようす



第9回 全国原子力発電所立地議会サミット

～参加者レポート～

(11月18日～19日)

11月18日・19日、東京品川プリンスホテルにおいて、第9回全国原子力発電所立地議会サミットが開催されました。今回のテーマは「エネルギー政策と原子力発電～フクシマ復興の諸課題と立地自治体の振興～」。基調講演、分科会を経て、サミット宣言が採択されました。サミットに参加した議員の所感（要約）は次のとおりです。



佐々木清一議長

- ・福島第一原発事故後2回目の開催であるが、全国原発立地市町村の議員の皆さんには事故の内容と現状が知られておらず情報も伝わっていないと感じた。世界的に福島事故は、歴史に残る事故として発信されているが、事故が今後風化されることがないよう、全国の皆さんに状況をしっかりと伝えていく必要があると感じた。

岩本久人副議長

- ・我々原発立地自治体は、国策に一定の理解を示しつつ様々な問題に努力と協力を惜しまず、安全・安心を前提に推進してきたにもかかわらず、事故は起きてしまった。今、再稼働が叫ばれている中、教訓は生かされているのだろうか。福島現状はまだ全国に伝わっていないと思った。国は、被災者の生活再建、被災地の復興計画に対し、最後まで責任ある財政措置を講ずるべきである。

清川泰弘議員

- ・全国原発立地市町村議会議員の皆さんには、福島原発の事情や、事故によって避難している住民の状況をあまりにも知らされていない。このことについては、もう少し情報を発信すべきではないかと感じた。

菅野博紀議員

- ・経済産業省や文部科学省の職員のあいさつ、各分科会での意見交換において、原子力の再稼働や立地地域交付金などについて話し合われたが、福島原子力発電所事故が何の教訓にもなっていないように見え、非常に残念であった。

高萩文孝議員

- ・今なお14万人余りの人々が厳しい避難生活を送っており、避難生活が継続されると考えられますが、国として被災者それぞれに寄り添った、様々な生活再建策を検討することが急務と思いました。分科会においては、被災地の切実な訴えがなされ、改めて立地議会の方々と現在の状況を共有することが出来たと思う。

白岩寿夫議員

- ・住民はいつ帰れるかまだ見通しさえ立たない中で、国のエネルギー政策を考えると、代替エネルギーと共存せざるをえないし、共存していくこととなる。廃炉にすべきとの多くの声の中で、国は再稼働させる方針で進めているが、いつかまた福島原発事故と同様な事故が起きるのではと不安がよぎる。

羽山君子議員

- ・産業用原子炉48基ある中で世界一厳しい安全基準といわれているが、事故を起こしては基準どころではない。48基の最終処分場の施設をどこに決めるかが必要である。原発を抱える立地町にとってこれからの事故に対しどのような対策を取って、住民の安全・安心につながることができるかが重要であると感じた。国への対応など立地町として共通の話し合いができ、有意義であった。

議会のうごき

11月

3日 双葉町表彰式

12日 町村議会議長全国大会

15日 双葉町消防団秋季検閲式

17日 双葉地方水道企業団議会臨時会

18日～19日

第9回全国原発立地議会サミット

26日 議会運営委員会第2回臨時会

28日

双葉地方広域市町村圏組合議会定例会

12月

12日 議会運営委員会議会全員協議会

17日～19日

第4回定例会

25日

復興副大臣と双葉地方議会議長との意見交換会

双葉町ダルマ市


1月

3日 双葉町成人式

10日～11日

双葉町ダルマ市

13日

議会全員協議会

16日

復興副大臣と双葉地方議会議長との意見交換会

編集後記

原発事故から間もなく4年を迎えます。

いかがお過ごしでしょうか。

町政の最重要課題である原発事故からの一日も早い復興を目指すため、議員一人ひとりが担うべき役割や責務を踏まえ、実現に向け一丸となって取り組んでまいります。

本年も議会活動にご理解とご協力をお願いします。

ますます寒さが厳しくなります。

ご自愛ください。

（白岩）



【編集委員会】

委員長 白岩 寿夫
副委員長 羽山 君子
委員 菅野 博紀
委員 岩本 久人